

令和5年8月18日

佐倉市議会議長 岡村 芳樹 様

懲罰特別委員長 平野 裕子

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された「高橋とみお議員に対する懲罰の件」について、審査の結果、次のとおりと決定したので、会議規則第106条の規定により別紙陳謝文案を添え、報告します。

#### 記

1 懲罰事犯の有無

懲罰を科すべきものと認める。

2 懲罰処分の種類及び内容

公開の議場における陳謝

3 理由

高橋議員の強迫的な発言は、地方自治法第132条に抵触するため。

## 陳 謝 文 案

私は、7月3日の会議における、議案第2号に対する修正動議の件に関する発言中、他の議員に対して不穏当な言辞を用いましたことは、議会の品位を保持し、秩序を守るべき議員の職責に顧みて、まことに申し訳ありません。

ここに誠意を披瀝して衷心から陳謝いたします。

令和5年8月28日

佐倉市議会議員 高橋 とみお